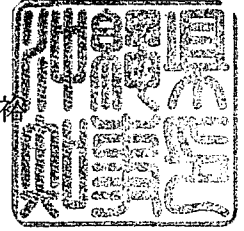


環政第 510 号
令和 6 年 8 月 23 日

沖縄防衛局長 伊藤 晋哉 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



那覇港湾施設代替施設建設事業に係る計画段階環境配慮書に対する
知事意見について

令和 6 年 7 月 10 日付け沖防第 4199 号で送付されたみだしの計画段階環境配慮書につ
いて、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

那覇港湾施設代替施設建設事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

那覇港湾施設代替施設建設事業（以下「本事業」という。）は、那覇港浦添ふ頭地区（以下「浦添ふ頭地区」という。）の沖合の埋立てにより那覇港湾施設代替施設を整備し、那覇港湾施設の移設・返還を進めることを目的としている。

那覇港湾施設については、平成7年5月に日米両政府が日米合同委員会において浦添ふ頭地区内に移設することで合意された。平成13年11月、同施設の移設に関する問題を話し合う政府、沖縄県、那覇市、浦添市などによる「那覇港湾施設移設に関する協議会」（以下「移設協議会」という。）が設置され、平成19年8月の移設協議会において、政府側から提示された追加的な集積場を含む代替施設の位置及び形状案に基づき、那覇港港湾計画との整合を図りつつ円滑に移設を進めることが確認され、同年12月の日米合同委員会において、追加的な集積場を含む代替施設の規模（約49ha）、位置及び形状について合意された。

その後、代替施設の移設場所については、令和3年5月の移設協議会において、代替施設を民港の北側に配置する形で検討を進める方針が確認され、令和4年3月の移設協議会では、防衛省から代替施設の位置及び形状案を報告し、同年10月の移設協議会において、民港の形状案と防波堤も含めた代替施設の位置及び形状案との整合を確認した上で、防衛省が示した代替施設の位置及び形状案に基づいて、日米合意に向けた米側との調整作業を進めることが確認された。

令和5年3月には那覇港港湾計画が改訂され、同年4月、代替施設の位置及び形状、代替施設内の施設配置計画について、日米合同委員会において合意された。

本事業の事業実施想定区域（以下「本区域」という。）及びその周辺は、海藻草類、サンゴ類及び干潟が分布し、沖縄島中南部の西海岸では稀な自然海浜が都市部と隣接して存在している貴重な海域であり、「沖縄県の自然環境の保全に関する指針」においても、「自然環境の保護・保全を図る区域」であるランクⅡと評価されている。

また、本区域及びその周辺海域は牧港補給地区の存在によりアクセスルートが限られているにもかかわらず、地元の人々に親しまれ、潮干狩りや豊かな自然環境を活用した環境学習の場として、地域の小学校にも利用されている地域である。

このような良好な自然環境が残されている地域において本事業が実施された場合、本区域に存在する海藻草類やサンゴ類が消失するなど海域生物や海域生態系が大きな影響を受けることが考えられる。また、埋立地、防波堤等の存在による潮流変化に伴う堆砂等の地形及び底質に変化が生じた場合、人と自然との触れ合い活動の場への影響が懸念される。

埋立事業は、いったん実施されると現況の自然への回復が困難な不可逆性の高い行為であり、以上に述べた本区域及びその周辺海域の環境状況を考慮すると、代替施設、防波堤等の位置、形状、規模等を検討する際には、可能な限り具体化し、懸念される環境への影響について十分に配慮する必要があるが、本計画段階環境配慮書（以下「本配慮書」という。）においては、代替施設、防波堤の位置、規模については、日米合同委員会で合意がなされており、また、改訂された那覇港港湾計画において位置、規模が記載されたとし、これらの複数案は示されていない。

については、本事業計画の更なる検討に当たっては、下記に示す事項について十分に検討した上で適切な措置を講じること。

また、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取り組みとしてSDGsを推進することとしており、環境影響評価制度はSDGsが目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価にあたっては、SDGsの理念に基づき、適切に実施すること。

記

1 総論

- (1) 埋立事業は海域を面的に消失させ、海域環境に不可逆的な影響を及ぼすと考えられる。本区域及びその周辺は、海藻草類、サンゴ類及び干潟が分布し良好な海域生態系が形成されており、潮干狩りや豊かな自然環境を活用した環境学習の場として、地域の小学校により利用されていることから、埋立事業の実施に当たっては、事業の必要性を十分に検討し、埋立面積を最小限に抑える必要がある。

本配慮書においては、「代替施設の位置及び形状」及び「代替施設内の施設配置計画（マスタープラン）」について日米合同委員会で合意がなされたとし、代替施設の埋立面積を約49haとしているが、埋立地の具体的な用途や用途ごとの埋立面積の算定根拠が示されていないことから、これらを示した上で、埋立面積が必要最小限であることの根拠及び埋立ての必要性を環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載すること。

- (2) 本配慮書に記載されている埋立地（代替施設）、浦添第1防波堤及び浦添第2防波堤（以下「防波堤」という。）の位置、規模等については、その検討経緯が詳細に示されておらず、また、作業ヤード及び付帯施設（取付部）については、位置、規模等が示されていない。

については、方法書においては、以下の事項についての検討経緯及び内容を詳細に記載すること。

ア 埋立地（代替施設）の位置等について、これまでの日米合同委員会での合意や那覇港港湾計画の改訂の過程において、水域利用の制約、埋立地の機能確保、環境配慮等の観点から複数案の検討を行ったのかも含め、位置、形状、規模、構造等の検討経緯を示すこと。

イ 本配慮書では、「代替施設の位置等の検討過程においては、『自然的環境を保全する区域』との重複を避けるとともに、港湾内の潮流等に配慮する観点から、代替施設を沖合に配置して環境影響の回避又は低減が図られている」としているが、代替施設を沖合に配置することが、環境にどのように配慮したかの検討経緯を示すこと。

ウ 埋立地（代替施設）及び防波堤の形状、構造等を示すこと。

また、防波堤については、位置、形状、規模、構造等について環境にどのように配慮したかの検討経緯を示すこと。

エ 作業ヤード及び付帯施設（取付部）の設置目的、位置、形状、規模、構造等を示すこと。

また、付帯施設（取付部）については、既存の臨港道路から埋立地（代替施設）への進入道路である場合、橋梁方式、埋立方式等の構造を明確にした上で、位置、形状、規模、構造等について環境にどのように配慮したかの検討経緯を示すこと。

- (3) 本事業に係る方法書手続の実施に向けた更なる検討に当たって、浚渫、掘削等により改変される海底面がある場合は、埋立地（代替施設）等の存在だけではなく、その区域も含めて海域環境への影響を可能な限り回避又は低減するよう検討するとともに、その検討経緯及び内容を方法書に記載すること。

- (4) 本事業に係る方法書手続の実施に向けた更なる検討に当たって、当該埋立事業に用いる埋立用材等を自ら調達するとした場合は、当該調達場所の位置、規模等について、環境への影

響を可能な限り回避又は低減するよう検討するとともに、その検討経緯及び内容を方法書に記載すること。

- (5) 本区域及びその周辺においては、他事業者による埋立事業が行われており、また、本事業以外の埋立計画があることから、本事業に係る方法書手続の実施に向けた更なる検討に当たっては、環境影響評価図書等の情報の収集、他事業者との情報交換等に努め、それぞれの事業により生じる環境への影響を整理した上で、環境への影響を可能な限り回避又は低減するよう検討すること。
- (6) 浦添ふ頭地区において港湾整備事業を実施するに当たっては、環境保全措置の具体的な取り組みを検討する際の指針として、当該港湾管理者である那覇港管理組合が「那覇港（浦添ふ頭地区）港湾整備に伴う海域環境保全マニュアル（平成 18 年 3 月）」を策定していることから、本事業に係る方法書手続の実施に向けた更なる検討に当たっては、当該マニュアルの記載内容との整合について示すこと。

2 各論

本配慮書では具体的に示されていない埋立地（代替施設）及び防波堤の形状及び構造並びに作業ヤード及び付帯施設（取付部）の位置、形状、規模及び構造について、本事業に係る方法書手続の実施に向けた更なる検討に当たっては、以下の環境要素への影響の内容及び把握が必要と考えられる事項に留意して、環境への影響を可能な限り回避又は低減するよう検討すること。

(1) 水質及び水底の底質

埋立地（代替施設）、付帯施設（取付部）、防波堤等の存在に伴う潮流の変化による水質及び水底の底質への影響並びに水環境の変化による動物、植物及び生態系への直接的及び間接的な影響が懸念されることから、潮流シミュレーションにより潮流の変化を定量的に把握する必要がある。

(2) 地下水の水質及び水位

本区域及びその周辺の地質は、背後地を含め石灰岩が広く分布しており、周辺の沿岸域に地下水が湧出している可能性があることから、埋立地（代替施設）、付帯施設（取付部）等の存在に伴い、地下水の湧出箇所の状況に変化が生じ、地下水の水質及び水位への影響が懸念される。

本配慮書では、湧水等の調査については、陸域部分のみ行われていることから、沿岸部における湧出箇所についても把握する必要がある。

(3) 地形及び地質

埋立地（代替施設）、付帯施設（取付部）、防波堤等の存在により、サンゴ礁の一部が直接改変されるとともに、潮流の変化に伴う堆砂等による地形及び地質への影響が懸念される。

(4) 動物、植物及び生態系

埋立地（代替施設）、付帯施設（取付部）、防波堤等の存在による動物、植物の消失といった直接的な影響並びに本区域及びその周辺における水環境の変化による動物、植物への直接

的及び間接的な影響が懸念される。

また、埋立地（代替施設）、付帯施設（取付部）、防波堤等の構造によっては、海水の流れが滞ることにより周辺海域で低酸素海水塊が生じ、高海水温下でサンゴ類の白化による死亡が起りやすくなる可能性があり、周辺の海域生態系へ重大な影響を与えることが懸念される。

本配慮書では、海藻草類及びサンゴ類の分布図については、「那覇港港湾計画資料（その2）（令和5年 那覇港管理組合）」が示されているが、海藻草類及びサンゴ類の分布は環境により変動するものであり、過去の最大分布まで回復する可能性があることから、これらの潜在的な回復力も考慮し、海藻草類及びサンゴ類の過去の最大分布状況等を把握する必要がある。

さらに、浦添市宮城地先の海草藻場やイノーには多くの海底湧水が存在し、その周辺では水温、塩分、汽水を好む動物及び植物の存在等、特異的な環境となることが知られていることから、海底湧水の状況を把握する必要がある。

(5) 景観及び人と自然との触れ合い活動の場

埋立地（代替施設）、付帯施設（取付部）、防波堤等の存在により、主要な眺望点からの眺望景観及び人と自然との触れ合い活動の場への影響が懸念される。

また、付帯施設（取付部）の周辺に制限水域が設定された場合、仮に進入道路が橋梁構造となることで海域への視認性が確保されても、海藻草類、サンゴ類及び干潟の分布が分断され自由に行き来できなくなり、人と自然との触れ合い活動の場への影響が懸念されることから、干潟での浜遊びの場の現状、臨港道路（歩道）及びカーミージー周辺の護岸園路における散策利用の現状等を把握する必要がある。

さらに、本区域に隣接するカーミージー周辺海域では、浦添市が地域住民等との協働で自然再生に取り組む自然環境再生事業を進めていることから、関係者と十分協議を行う必要がある。

3 方法書以降において講ずべき措置について

今後の方法書手続以降の環境影響評価手続においては、少なくとも以下の措置を講ずること。

(1) 本区域周辺では、以下に示す本事業以外の埋立等の事業計画があり、それらの事業が行われた場合、水環境や海域生物の生育・生息環境等に影響を及ぼすと考えられる。

については、以下の事業計画に係る情報等を収集し、それぞれの実施時期を踏まえ、複合的な影響を勘案して、本事業の環境影響評価を実施すること。

ア 浦添ふ頭地区における埋立に係る事業計画

イ 本区域周辺の道路整備計画（沖縄西海岸道路等）

ウ 牧港補給地区跡地利用計画

エ 本区域周辺で予定されているその他の事業計画（浦添市における新一般廃棄物処理施設の整備計画等）

(2) 工事の実施及び埋立地（代替施設）、防波堤等の存在により、「浜下り」等の行事の場に影響が及ぶ可能性があることから、「歴史的・文化的環境」を環境影響評価項目として選定することを検討すること。

(3) 動物、植物及び生態系について

ア 本区域及びその周辺における動物及び植物の分布に係る現地調査等により、動物及び植物の生息及び生育状況、生息及び生育環境等の確認を行うとしているが、カーミージーの周辺では、生物地理学的に重要とされる固有種なども分布していることに留意して適切に現地調査を行った上で、動物及び植物への影響について予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。

また、現地調査の際には可能な限り分布情報の証拠となる標本を採集し、恒久的に維持管理される博物館等に預けることを検討すること。

イ 本区域及びその周辺においては、様々な鳥類の採餌場所となる干潟が広大に存在しており、留鳥のシロチドリや渡り鳥のクロツラヘラサギ、ハマシギ、ミサゴ等が利用していることが考えられ、その採餌場所としての直接的な影響が懸念されることから、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。

(4) 本配慮書では、主要な眺望点を関係自治体、観光協会等のホームページ等の掲載情報に基づき選定しているが、上記 2 (5) で述べた干潟での浜遊びの場、臨港道路（歩道）及びカーミージー周辺の護岸園路についても、本区域周辺における重要な眺望点になり得ると考えられることから、地域住民等への聴き取りや現地調査により、他に選定すべき眺望点がないか検討すること。